○国土交通省告示第千二百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　小家洞

岐阜県多治見市大原町一丁目三九番一四内四等三角点大原町を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一二一度四一分三八秒　九七四・八五七メートルの地点　一号

標柱一号から一五五度二四分三〇秒　一八・七二七メートルの地点　二号

標柱二号から一六七度〇四分四八秒　二七・〇一四メートルの地点　三号

標柱三号から一四八度〇〇分三五秒　八・五〇〇メートルの地点　四号

標柱四号から一七三度四六分二八秒　一六・一〇一メートルの地点　五号

標柱五号から一七九度四二分三七秒　一九・九八一メートルの地点　六号

標柱六号から一六八度一三分三四秒　一〇・一二五メートルの地点　七号

標柱七号から二三八度〇〇分四四秒　九・〇〇一メートルの地点　八号

標柱八号から一一六度四七分二七秒　一九・二九三メートルの地点　九号

標柱九号から二六七度五四分一三秒　二三・〇七一メートルの地点　十号

標柱十号から一〇一度三二分二〇秒　一三・七九三メートルの地点　十一号

標柱十一号から二四三度四三分二三秒　一〇・〇四九メートルの地点　十二号

標柱十二号から二二三度五八分一三秒　二〇・六一五メートルの地点　十三号

標柱十三号から二五〇度〇八分四六秒　九・五一三メートルの地点　十四号

標柱十四号から二六〇度四八分四九秒　一一・六〇七メートルの地点　十五号

標柱十五号から二三三度〇六分三〇秒　五・八〇〇メートルの地点　十六号

標柱十六号から三二六度一〇分一五秒　二二・五〇一メートルの地点　十七号

標柱十七号から四四度五八分一一秒　六・六七三メートルの地点　十八号

標柱十八号から五五度一九分四五秒　一〇・七一一メートルの地点　十九号

標柱十九号から二九度四四分四四秒　一〇・五五九メートルの地点　二十号

標柱二十号から二〇度一三分五二秒　二五・三〇三メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から四五度一九分二七秒　二〇・四九九メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から三七度四三分三七秒　二四・五二〇メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から三四度二二分三四秒　八・七三三メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から五八度〇〇分〇六秒　六・九九九メートルの地点　二十五号

○国土交通省告示第千二百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において平成二十三年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

小麦平

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県土岐市鶴里町大字柿野小字坂下二三二八番内四等三角点坂下を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四十六号までを順次結んだ線及び標柱一号から標柱四十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一〇六度四二分二三秒　八一八・七一七メートルの地点　一号

標柱一号から一四一度一六分一三秒　一八・五八七メートルの地点　二号

標柱二号から一五九度一五分五八秒　一八・三九一メートルの地点　三号

標柱三号から一一六度二六分二八秒　一八・六一一メートルの地点　四号

標柱四号から一〇五度四六分五四秒　一三・三五四メートルの地点　五号

標柱五号から二五四度二九分五五秒　一一・九四三メートルの地点　六号

標柱六号から一〇三度二九分三六秒　一九・三八〇メートルの地点　七号

標柱七号から一五四度一七分三〇秒　一九・二〇五メートルの地点　八号

標柱八号から一七四度一九分一二秒　一九・七二三メートルの地点　九号

標柱九号から一五三度〇三分三六秒　一四・一四二メートルの地点　十号

標柱十号から二五〇度四八分二〇秒　二六・八一二メートルの地点　十一号

標柱十一号から一四二度〇三分五三秒　四・七四三メートルの地点　十二号

標柱十二号から九〇度三〇分四四秒　二一・九二三メートルの地点　十三号

標柱十三号から一六〇度三〇分五一秒　五・〇〇〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から一四八度三六分五五秒　九・七〇八メートルの地点　十五号

標柱十五号から一六〇度三〇分二〇秒　六・五〇〇メートルの地点　十六号

標柱十六号から一九三度五五分五九秒　一一・九八二メートルの地点　十七号

標柱十七号から一二〇度二六分一一秒　一四・四二〇メートルの地点　十八号

標柱十八号から一三六度二〇分一七秒　一〇・一一四メートルの地点　十九号

標柱十九号から一五〇度三四分五七秒　一〇・〇四七メートルの地点　二十号

標柱二十号から一七三度四四分二〇秒　一五・一七六メートルの地点　二十一号

標柱二十一号から一七七度二〇分〇九秒　二〇・二二四メートルの地点　二十二号

標柱二十二号から一六三度〇五分四八秒　二〇・九九九メートルの地点　二十三号

標柱二十三号から一七三度〇五分四五秒　二〇・〇五六メートルの地点　二十四号

標柱二十四号から一九三度五四分四一秒　一二・一四一メートルの地点　二十五号

標柱二十五号から二五四度二九分五五秒　一一・九四三メートルの地点　二十六号

標柱二十六号から三一〇度四一分〇四秒　三・八〇六メートルの地点　二十七号

標柱二十七号から三四一度四〇分五五秒　八・〇六三メートルの地点　二十八号

標柱二十八号から三四〇度一六分三六秒　二〇・二二三メートルの地点　二十九号

標柱二十九号から三三六度〇七分四二秒　二〇・五〇〇メートルの地点　三十号

標柱三十号から三五七度二〇分〇九秒　二〇・二二四メートルの地点　三十一号

標柱三十一号から三四八度〇三分三九秒　一六・九八六メートルの地点　三十二号

標柱三十二号から三〇八度一〇分一〇秒　二〇・八八一メートルの地点　三十三号

標柱三十三号から三二一度四七分三三秒　七・二〇四メートルの地点　三十四号

標柱三十四号から二九二度五六分二二秒　二八・六七七メートルの地点　三十五号

標柱三十五号から三三三度五五分〇一秒　一二・四四一メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から三三五度二一分四三秒　二〇・〇五六メートルの地点　三十七号

標柱三十七号から三四四度四三分二一秒　二二・三九一メートルの地点　三十八号

標柱三十八号から三五八度一二分一〇秒　一四・〇六二メートルの地点　三十九号

標柱三十九号から三四九度一〇分一八秒　七・〇〇〇メートルの地点　四十号

標柱四十号から三一〇度〇三分五七秒　九・九八〇メートルの地点　四十一号

標柱四十一号から二六五度一八分〇三秒　一七・五二九メートルの地点　四十二号

標柱四十二号から二五一度五三分二八秒　三・四四六メートルの地点　四十三号

標柱四十三号から二八八度三九分四七秒　二一・八三七メートルの地点　四十四号

標柱四十四号から三〇七度二一分五九秒　二二・九三七メートルの地点　四十五号

標柱四十五号から三四〇度一五分四四秒　一九・七七七メートルの地点　四十六号

○東北地方整備局告示第百八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月一日

東北地方整備局長　徳山日出男